

24日歯専医発第44号
令和6年10月3日

(一社) 日本歯科専門医機構
社員 御中

(一社) 日本歯科専門医機構
理事長 今井 裕
(公印省略)

医療に関する広告規制について

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より(一社)日本歯科専門医機構の会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、開催されました厚生労働省「第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、医療に関する広告規制についてとし、令和5年度のネットパトロール事業について報告がありました。その中で医療分野に関する違反種類別の違反数として「美容」、「歯科」が上位に挙げられ、歯科においては、「審美」、「インプラント」、「矯正」等の治療内容別の違反割合が示されたところであります。

このことから、本機構社員ならびに関連団体におかれましては、広告可能とされていない事項や虚偽・誇大広告等によるトラブルを未然に防止するとともに、患者やその家族等が求める情報の円滑な提供がおこなわれるよう、医療広告ガイドライン等を遵守いただき、医療広告としてのウェブサイトの適正化に努めるよう、周知徹底いただきますことをご配意願います。

謹言